

別表（第2条関係）

基準額

生活扶助（基準額第1類・第2類＋冬季加算額＋期末一時扶助額）＋教育扶助

備考1 原則として、当該年度の前年4月1日の本市生活保護基準額に基づき算定するものとする。

備考2 申請者が居住する住居の賃貸契約者が、申請者（または申請者と生計を一にする者）であり、契約者・契約期間・住所を証明できる書類の提出があった場合は、住宅扶助を基準額に加える。